

## 住宅等リフォーム木材利用促進事業 Q&A

### Q 補助の対象となる部材はどこですか

構造材と内装材が対象となります。

構造材は、短辺 9 cm以上の材は、優良県産木材又は JAS 認証木材のみが補助対象となります。

内装材は、床、壁、天井に内装仕上げとして使用する部材（床板、壁板、天井板）が対象となります。

### Q 板材の厚さに条件はありますか？

対象とする部材の厚さは、床材で 15 mm、壁及び天井材で 9 mm以上とします。

### Q 鴨居や窓枠、階段等は対象になりますか？

対象となりません。

### Q 飾り付けの棚や家具、ウッドデッキは対象になりますか？

対象となりません。

### Q 補助金の額はいくらになりますか？

構造材と内装材の県産木材の使用量に応じて、以下の①と②の合計額を補助します。なお、補助上限額と補助下限額は、以下のとおりです。

#### ①構造材

県産木材の使用量( $m^3$ ) × 3 万円/ $m^3$

※使用量は、小数点第 4 位以下切り捨て

#### ②内装材

県産木材の使用面積( $m^2$ ) × 1 万円/ $m^2$

※使用面積は、小数点第 2 位以下切り捨て

#### 補助上限額及び下限額

	補助上限額	補助下限額
住宅	2 5 万円	5 万円
事業用建築物	1 0 0 万円	5 万円

**Q 実績報告書に必要な書類は何ですか？**

以下の書類を添付してください。

- ①平面図及び内装材を使用した面積が分かる展開図及び面積求積表
- ②工事完了報告書写し
- ③補助対象の施工前、施工後の写真（位置情報を確認できるもの）
- ④優良県産木材及び JAS 認証木材の使用状況が分かる写真
- ⑤構造材及び内装材の納品伝票（写し）及び県産材証明書

**Q 県産材の証明は必要ですか？**

必要です。製材所等から、証明書をもってください。

**Q 令和8年4月以前に工務店が購入していた構造材や内装材を使用した場合、対象になりますか？**

令和8年4月以降に、製材所等から購入したものが対象となります。